平成２５年（フ）第１１６９３号
千葉県八千代市大和田新田911―１　サンクタス八千代緑が丘Ｂ―116
破産者　鳥越　直樹
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８６号
東京都新宿区北新宿２丁目４―25―214
破産者　山崎　賢司
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９３８号
東京都港区新橋３丁目17番８号
破産者　株式会社エビスダイニング
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１６１号
千葉県松戸市千駄堀1210―10
破産者　岡野　一夫
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１６９号
東京都新宿区早稲田鶴巻町555番地
破産者　株式会社サンクレスト
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１７０号
埼玉県さいたま市緑区東浦和４丁目25―２―502
破産者　福本　正樹
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３３１号
東京都足立区新田１丁目５―11―202
破産者　山田　正人
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４５９号
東京都大田区東海３丁目８番２号　ＴＳＫビル
破産者　有限会社パワー・サービス
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４６０号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目26―15
破産者　安藤　俊也
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４７１号
東京都板橋区西台２丁目22番２号
破産者　株式会社サンコー製作所
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５０２号
東京都足立区江北６丁目30―10―204、開始決定時の住所東京都足立区保木間１丁目８―７―404
破産者　山口　　昇
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５４７号
東京都品川区中延１丁目２番８号
破産者　荏原重機株式会社
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５６号
東京都台東区上野桜木２丁目16番４号
破産者　有限会社アサヒ装飾金物
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５７号
東京都台東区上野桜木２丁目16―４―307
破産者　遠藤　正明
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９６号
東京都墨田区緑４丁目24番５―1306号コスモグラシア錦糸町アクヴェル
破産者　株式会社百福
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９７号
東京都調布市上石原２丁目48―４　若宮苑Ｂ―201
破産者　神原さよ子
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０６号
東京都港区赤坂１丁目９番15号
破産者　株式会社ミクプランニング
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１４号
東京都葛飾区柴又３丁目２番21号
破産者　有限会社ワンダー・ムウ
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１７号
埼玉県川越市大字下老袋64番地１
破産者　株式会社豊田本
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１９号
東京都豊島区東池袋２丁目62番８―705号
破産者　ケイ・ティ・アソシエイツ株式会社
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２０号
埼玉県新座市東北２丁目２―31―202
破産者　高橋　一茂
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２９号
東京都中野区東中野３丁目19番13―401
破産者　有限会社ブリリアント
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部